

平成23年11月8日判決言渡 同日判決原本受領 裁判所書記官 中田 節子

平成23年(ハ)第273号貸金請求事件(被告(A)分)

口頭弁論終結日 平成23年10月18日

判 決

島根県

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

同

島根県

被 告

(A)

同訴訟代理人司法書士

中 村

誠

主

文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求

被告は、原告に対し、105万4161円及びこれに対する平成23年1月20日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

- (1) 原告は、(B) に対し、平成19年6月28日に、同年9月30日までに返済するとの約束で163万円を貸し渡した。
- (2) 平成19年9月30日は経過した。
- (3) 原告は、(B) との間で、平成21年3月6日前記(1)の債務をもって、次のとおりの消費貸借とすることに合意した(以下「本件準消費貸借契約」)。

ア (B) は、原告に対し、貸金返還債務として163万円及びこれに対する平成19年10月1日以降の遅延損害金につき支払義務のあることを認める。

イ (B) は、原告に対し、前記支払義務の履行として平成21年3月から、毎月17日限り5万円ずつ支払う。

ウ 前項の分割金の弁済期が経過したときは、(B) は原告に対する一切の債務の期限の利益を喪失する。

エ (B) は、本件準消費貸借契約に基づく債務につき、被告(A) に委託して連帯保証してもらう。

(4) 被告(A) は、原告に対し、平成21年3月20日ころまでに、本件準消費貸借契約に基づく(B) の債務につき連帯保証する旨約した。

(5) (B) は、平成21年5月18日に返済を徒過したことにより期限の利益を喪失した。

(6) (B) は、原告に対し、別紙のとおり、貸金元金及び遅延損害金を弁済した。

(7) よって、原告は、被告(A) に対し、準消費貸借契約に関する連帯保証契約に基づく保証債務履行請求権に基づき、残元金105万4161円及びこれに対する最終の弁済日の翌日である平成23年1月20日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

2 被告の主張

(1) 請求原因の要旨のうち(1), (3), (5), (6)は不知, (4)は否認する。

(2) 本件準消費貸借契約に関する「金銭借用証書(割賦返済)」(甲2)について、被告(A) 作成部分の成立は否認する。被告(A) の署名及び指印は同人の筆跡及び指印ではなく、誰かに偽造されたものである。

3 争点

被告(A) は原告に対し、本件準消費貸借契約について連帯保証する旨約したか。

第3 当裁判所の判断

- 1 証拠（甲1, 2, 乙1～3, 被告（A）本人尋問）及び弁論の全趣旨によると次の事実が認められる。
 - (1) 本件準消費貸借契約に関する契約書である「金銭借用証書（割賦返済）」に記載された「（A）」の署名と、被告（A）が自署したものと推定される「商工会勤労保険・新医療保険契約申込書」（乙1）に記載された「（A）」の署名を比較対照すると、両署名は同一人によるものとは認められない。
 - (2) 本件準消費貸借契約に関する契約書である「金銭借用証書（割賦返済）」の「（A）」の署名の下の指印と、被告（A）が押印したものと推定される被告の両手10指の「指印表」（乙3）の各指印を比較対照すると、後記指印の中に前記指印と同一のものは認められない。
- 2 したがって、本件準消費貸借契約書である「金銭借用証書（割賦返済）」の被告（A）作成部分の成立を認めることはできず、かつ、全証拠によっても被告（A）が原告に対し本件準消費貸借契約につき連帯保証することを約した事実は認められない。
- 3 よって、本件準消費貸借契約の成立の有無を判断するまでもなく本訴請求は理由がないのでこれを棄却することとする。

出雲簡易裁判所

裁判官 木 田 和 盛

(別紙)

遅延損害金計算書

債権者
債務者 (B)
連帯保証人 (A)

遅延損害金利率 年5%

取引日	貸付額	弁済額	遅延日数	遅延損害金	未払損害金	元金充当額	残元金
H19.06.28	1,630,000						1,630,000
H19.09.30		0	0	0	0	0	1,630,000
H21.03.06		0	522	116,556	116,556	0	1,630,000
H21.03.17		50,000	0	0	66,556	0	1,630,000
H21.04.17		50,000	0	0	16,556	0	1,630,000
H21.05.19		50,000	1	223	0	33,221	1,596,779
H21.06.17		50,000	29	6,343	0	43,657	1,553,122
H21.07.21		50,000	34	7,233	0	42,767	1,510,355
H21.08.17		50,000	27	5,586	0	44,414	1,465,941
H21.09.25		50,000	39	7,831	0	42,169	1,423,772
H21.10.19		50,000	24	4,680	0	45,320	1,378,452
H21.11.25		50,000	37	6,986	0	43,014	1,335,438
H21.12.21		50,000	26	4,756	0	45,244	1,290,194
H22.02.09		20,000	50	8,836	0	11,164	1,279,030
H22.04.26		30,000	76	13,315	0	16,685	1,262,345
H22.05.27		50,000	31	5,360	0	44,640	1,217,705
H22.06.29		50,000	33	5,504	0	44,496	1,173,209
H22.08.09		50,000	41	6,589	0	43,411	1,129,798
H22.09.13		50,000	35	5,416	0	44,584	1,085,214
H22.12.14		30,000	92	13,676	0	16,324	1,068,890
H23.01.19		20,000	36	5,271	0	14,729	1,054,161
H23.05.26		0	127	18,339	18,339	0	1,054,161
合計	1,630,000	800,000			18,339		1,054,161

※平成19年9月30日から平成21年3月6日までの期間には閏年である平成20年が全部含まれているため、遅延日数523日であるところを522日として遅延損害金を計算した。

これは 正本 である。

平成23年11月8日

出雲簡易裁判所

裁判所書記官 中 田 節 子

